

技術向上自己研鑽研修実施要領

ノースジャパン素材流通協同組合

平成28年 1月 1日 制定

平成29年 4月 1日 一部改正

(目 的)

第1条 ノースジャパン素材流通協同組合（以下「NJ素流協」という。）は、組合員の役職員若しくは従業員が自己の技術や知識を向上させる目的でもって研修会等（以下「研修会」という。）に参加する場合に要する経費の一部を助成するにあたって必要な事項を定める。

(実施事項)

第2条 この要領において、対象とする研修会は次の通りとする。

- ①研修会参加者：当組合員の役職員或いは従業員
- ②参加する研修会の研修内容：研修主催者や研修内容は限定しないが、研修参加者の業務遂行に当たっての技術向上や知識修得に役立つ研修内容のものとする。
- ③参加する研修会の名称と期間：実施場所や期間は限定しないが、概ね1～10日間とする。

(助成対象研修会)

第3条 助成対象研修会は、毎年度4月1日から3月31日までに参加した研修会とする。

- 2 ただし、予算残額が無くなった以降の研修会は助成対象外とする。

(助成金額)

第4条 助成金額は、研修会参加に要した金額の2分の1で千円未満切り捨てとする。ただし、その金額が5万円を超える場合は5万円を上限とする。

- 1 理事長の要請により研修会に参加した場合はこの限りでは無く、研修会参加に要した金額の千円未満切り捨ての金額を助成する。
- 2 参加に要した金額の内容は、受講料や旅費等公的な費用とし、飲食費等私的な費用は含まないものとする。
- 3 助成する回数は、年度内に1組合員当たり1名分で1回限りとする。

(助成申込)

第5条 参加する研修会や研修参加者が確定され、助成を希望する組合員は、「技術向上自己研鑽研修助成金交付申請書」（様式1）を理事長に提出するものとする。

(助成決定)

第6条 理事長は、助成申込書の内容を審査し、助成の適否を決定して申込者に通知するものとする。

(研修報告)

第7条 研修会への参加が終了したときには、申込者は「技術向上自己研鑽研修修了報告書」（様式2）を理事長へ提出するものとする。

(助成金の支払)

第8条 理事長は、「技術向上自己研鑽研修修了報告書」を受領したときには助成金を申込者に支払うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めない事項については、理事長がその都度決定するものとする。

附 則

この実施要領は平成28年 1月 1日から施行する。

なお、施行日前の研修会であっても、平成27年度に実施された研修会は対象とするものとする。

附 則（平成29年 4月 1日一部改正）

この実施要領は平成29年 4月 1日から施行する。

(様式1)

平成 年 月 日

ノースジャパン素材流通協同組合
理事長 鈴木 信哉 様

組合員名

印

技術向上自己研鑽研修助成金交付申請書

次のとおり研修会に参加し、修了したので助成金の交付を申請します。

1. 研修会受講者名：(役職名) (氏名)

2. 研修会の内容

- (1) 研修会名称：
- (2) 研修会主催者：
- (3) 開催日：
- (4) 研修会場：

3. 研修会参加に要した費用と助成金額

(1) 費用

・受講料、教材費	円
・旅 費	円
・宿泊費	円
・その他	円
計	円

(2) 助成金額(費用の1/2、千円未満切り捨て、限度額5万円)
円

4. 振込金融機関

- ・銀行名： 銀行 支店
- ・口座番号： 普通 / 当座 No.
- ・名義人：

注) 添付資料

- ・研修会の概要が分かる資料(案内文、次第など)の写し
- ・旅費、宿泊費の領収書の写し(無ければ金額の根拠となる資料)
- ・修了報告書(様式2)

(様式2)

平成 年 月 日

技術向上自己研鑽研修修了報告書

組合員名 _____

1. 研修会受講者

役職名	氏名

2. 研修会の内容

研修会名称	
研修会主催者	
開催日	
研修会場	

3. 研修会の成果

--

写真添付欄 (研修会の状況等を示す写真等を添付してください、別紙でも可)